

武蔵野都市計画用途地域等の見直しの概要

1 用途地域等の見直しの経緯

用途地域は、昭和 43（1968）年の都市計画法の制定以降、昭和 48（1973）年、昭和 56（1981）年、平成元（1989）年、平成 8（1996）年及び平成 16（2004）年に、目指すべき市街地像を実現するため、東京都全域で見直しを行ってきた。本市では、10年に1度見直しを行う方針から、独自に平成 27（2015）年に見直しを行った。

令和 2（2020）年 1 月、前回の見直しから期間が経過し、道路整備等により用途地域等の境界根拠としている地形地物の変更が多く生じていることから、都内全域を対象に一括して用途地域等の変更を実施するよう東京都から要請を受け、この度の見直しを行うものである。

※用途地域等とは、用途地域、高度地区、防災地域・準防火地域、特別用途地区の総称とする。

2 用途地域等の見直しの内容

(1) 指定状況と地形地物との不整合の確認結果

用途地域の指定状況と最新の地形図の地形地物について、地理情報システム（GIS）を活用し、比較検証した結果、土地や建物に影響を及ぼす位置及び区域に対する不整合はなく、都市計画変更該当する計画図の修正はない。

(2) 用途地域等の面積の変更について

用途地域等の面積については、今回の見直しから、地理情報システム（GIS）により計測した面積とすることとされており、その計測結果については、従前の数値とは一致しないため、計画書に記載の用途地域等の面積の変更について、都市計画変更の手続を行う。

(3) 変更概要

「別紙 3 新旧対照表」のとおり

3 経過及び今後の予定

令和 5 年	6 月 22 日～7 月 6 日	都市計画変更（原案）の縦覧（意見なし）
	6 月 25、26 日	都市計画変更（原案）に関するオープンハウス
	11 月 6 日～20 日	都市計画変更（案）の縦覧（都市計画法第 17 条縦覧） （意見なし）
	12 月 25 日	都市計画審議会への付議
令和 6 年	4 月予定	都市計画変更の告示